

## 流山市多様な人材が活躍できる職場づくり補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者等が労働力の確保を目的として行う、多様な人材が活躍するための職場環境改善に資する取組に要する経費の一部に対し、流山市補助金等交付規則（昭和42年流山市規則第14号。以下「規則」という。）に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、次の各号に掲げるいずれかの者をいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する法人又は個人事業主
- (2) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等
- (3) その他前2号に準ずるものとして市長が認める者

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付を受けた後も市内において事業を継続する意思がある中小企業者等であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に事業所を有すること。
- (2) 市内の事業所において、常時使用する従業員（代表者の配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族は除く。）が2人以上いること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 代表者（法人の場合はその役員を含む。）が流山市暴力団排除条例（平成24年流山市条例第25号）第2条第3号の暴力団員等又は同条例第9条第1項の暴力団密接関係者のいずれでもないこと。

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく許可又は届出を要する事業を行うものでないこと。

(8) 政治的活動及び宗教的活動を行うものでないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が労働力の確保を目的に行う多様な人材が活躍するための職場環境改善に資する事業であって、別表第1に定めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、補助対象者が労働力の確保を目的に行う多様な人材が活躍するための職場環境改善に資する事業であって、市長が必要と認めるものは補助対象事業とする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象事業を行うために必要な工事費又は購入費（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）であって、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 市内の事業所における従業員専用の設備の整備に係る工事（市内の事業者が行う工事に限る。）の費用であること。

(2) 市内の事業所の従業員が業務において使用する機器を購入する費用であること。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（国、県その他の団体から当該補助対象経費について補助金等の交付を受ける場合は、その額を除いた額）に2分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）又は100万円のうち、いずれか低い方の額とする。

（手続）

第7条 補助金の申請その他の規則で定める手続及び当該手続に使

用する様式は、別表第2に定めるとおりとする。

2 申請は、事業所ごとに行うものとし、1年度当たり1回限りとする。

（交付決定を受けた者の協力）

第8条 市長は、補助金交付後、当該補助金を交付した者に対し、労働力の確保等事業実施後の状況に関する報告その他の協力を求めることができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事業	内容
従業員用設備の整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 手すりの設置</li> <li>(2) スロープの設置その他段差の解消</li> <li>(3) 車いす用階段昇降機の設置</li> <li>(4) 引き戸等の扉への変更</li> <li>(5) 床のすべり防止のための床材への変更</li> <li>(6) 男女別の休憩室、更衣室及びトイレの整備</li> <li>(7) 障害者対応トイレの整備</li> <li>(8) 託児室の整備</li> </ul>
従業員の身体機能を補助するための機器の購入事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) パワーアシストスーツ（身体に装着し、駆動装置や人工筋肉などの動力を用いて人間の機能を拡張及び補助する装置をいう。）の購入</li> <li>(2) 就労支援機器（障害のある方が業務を行う上での作業を容易にし、効率的に業務を遂行するために必要な機能を備えた機器をいう。）の購入</li> </ul>
従業員の多言語対応のための機器の購入及び設備の整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 翻訳機の購入</li> <li>(2) 多言語の社内標識類の設置</li> </ul>

別表第2（第7条関係）

手続の 区分	使用する様式の名称	添付書類	様式 番号
申請 （規則 第3条）	流山市多様な人材が 活躍できる職場づく り補助金交付申請書	(1) 登記簿謄本の写し等市内で 事業を営んでいることが確認 できる書類 (2) 従業員数及び雇用形態が確 認できる書類 (3) 市税に滞納がないことを確 認できる書類（市長が公簿等 により滞納がないことを確認 することに同意した場合を除 く。） (4) 補助対象経費の算定根拠が 分かる書類 (5) 工事予定箇所の状況が分か る写真（工事費のみ） (6) 補助対象経費について国、県 その他の団体から交付決定を 受けている場合は、その交付 決定通知書等の写し (7) その他市長が必要と認める 書類	別記 第1号様 式
決定通 知（規則 第6条）	流山市多様な人材が 活躍できる職場づく り補助金交付決定 （申請却下）通知書		別記 第2号様 式
変更等 承認申 請	流山市多様な人材が 活躍できる職場づく り補助金変更等承認 申請書	変更内容が分かる資料	別記 第3号様 式

変更等承認決定通知	流山市多様な人材が活躍できる職場づくり補助金変更等承認決定（申請却下）通知書		別記第4号様式
実績報告（規則第12条）	流山市多様な人材が活躍できる職場づくり補助金実績報告書	<p>(1) 補助対象経費の支払いが分かる書類</p> <p>(2) 工事後の状況が分かる写真（工事費のみ）</p> <p>(3) 補助対象経費について国、県その他の団体から交付決定を受けている場合は、その確定額が分かる書類</p>	別記第5号様式
確定通知（規則第14条）	流山市多様な人材が活躍できる職場づくり補助金交付確定通知書		別記第6号様式
交付請求（規則第15条）	流山市多様な人材が活躍できる職場づくり補助金交付請求書		別記第7号様式